

第2次川崎市行財政改革プラン素案について

概要

1 これまでの取組

平成14年9月に策定した「川崎市行財政改革プラン」に基づいて、全市を挙げて改革を推進してきたが、

改革目標として掲げた300億円を上回る320億円の財政的効果を達成できたこと、改革の基本方向として掲げた「行政体制の再整備」「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」「市民サービスの再構築」の3つの柱に沿った改革が推進できたこと、第1次改革プランで提示した行財政改革の基本な考え方を踏まえた新たな基本構想を策定し、厳しい財政状況のもとでの持続可能な行財政運営の基本方向を示すとともに、同構想に基づく「3年の実行計画」が策定されること、自治基本条例の制定や区行政改革の基本方向を明らかにするなど、地方分権時代に即した新たな自治制度の基本的な枠組みを創設できたこと、厳しい財政状況と行財政改革の必要性についての認識が、行政内部においても浸透してきたこと、等、一定の成果を挙げることができた。

2 新たな行財政改革プラン策定の必要性

この間の行財政改革によって、目標を上回る財政的効果を挙げたにもかかわらず、税収が想定した伸びを下回ったことや地方財政計画の見直し等の影響により、本市の財政状況は依然として厳しい状況にあること、三位一体の改革についても、依然として不透明な状況にあること、「総合計画・実行計画」は、「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」「市民サービスの再構築」等について、今後3年間の実施内容を具体化するものであるが、厳しい財政収支見通しのなかで、市民生活の維持向上を図り、持続可能な行財政制度を構築するためには、社会環境の変化に的確に対応した厳しい事業選択と施策の再構築を今後とも一層着実に進めていくことが必要不可欠であること、「行政体制の再整備」については最優先課題として改革を推進してきたが、今後とも指定管理者制度の活用や新たな人事・給与制度の構築、職員の意識改革等を含めて、効率的・効果的な執行体制の構築に向けた改革を一層強化していく必要があること、基本構想と両輪をなすものとして、市民との協働によって「暮らしやすい地域社会を築く」ことをめざして制定された自治基本条例や区行政改革についても、地方分権時代における新たな自治制度の確立に向けて、行財政改革の主要なテーマとして具体的に推進していく必要があること、

以上のことから、「安定的な財政基盤を一刻も早く築き、市民生活の安定と向上を図る」ことを目的とした行財政改革については、現在策定中の総合計画・実行計画と連携しながら、今後とも一層強化していく必要がある。

3 第1次行財政改革の取組成果

(1) 行政体制の再整備

<職員配置>

**3年間で目標の約1,000人を上回る1,123人(予算上)の職員削減を実施
技能・業務系職員の採用選考を3年間で中止**

平成14年度から3年間の取組期間中に職員を約1,000人削減するという目標に対し、予算上1,123人の職員削減を実施し、目標を上回る成果を収めた。

また、技能・業務系職員の採用については、平成14年度から3年間選考を中止した。

<組織機構>

**2年間で94の役職ポスト数を削減
区行政改革や病院事業健全化のための公営企業法全部適用に向けた組織整備等を実施**

市民の多様なニーズへの的確な対応と市民生活の安全・安心に向けた取組を進めるとともに、簡素で効率的な組織の整備を推進し、2年間で94の役職ポスト数の削減を図った。

また、区行政改革の推進や病院事業健全化をめざした地方公営企業法全部適用の実施に向けた組織整備等を実施した。

<給与制度>

**特殊勤務手当を、55手当から35手当に削減
プランで掲げた諸手当の見直しすべてに着手**

退職時特別昇給や管理職手当、特殊勤務手当、高齢職員の昇給停止年齢、給料の調整額、期末・勤勉手当及び退職手当の見直しなどを順次行い、プランに沿って市民感覚に合わない諸手当の見直しを進めた。特に特殊勤務手当については、55手当を35手当に削減した。

<人事制度>

**新人事評価制度の構築に向けた試行実施を開始
課長昇任選考(チャレンジコース)、庁内公募制度等新たな昇任制度を導入**

職員一人ひとりの能力や実績を適正に評価して昇任や給与等の処遇に結びつけ、職員のやる気や働きがいを引き出していくため、平成18年度からの本格実施をめざし、平成16年度から目標管理に基づく新人事評価制度の試行を開始した。また、新たな任用システムとして、庁内公募制度、希望降任制度、課長昇任選考(チャレンジコース)の導入や、係長昇任選考の見直し等を進めた。

<出資法人の見直し>

**川崎市場信用㈱の民営化、(財)川崎市中小企業・婦人会館の廃止、かわさき港コンテナターミナル(株)の破産・整理を実施
「出資法人の経営改善指針」の策定**

出資法人の廃止・民営化(2法人)や経営改善指導、財務情報等の公開対象法人の拡大などに取り組んできたほか、さらに2法人の統廃合に向けた取組を進めている。また、かわさき港コンテナターミナル(株)の破産申し立てを行い、整理手続きを終了した。

出資法人の改革・改善を推進するため「出資法人の経営改善指針」を策定した。

<補助・助成金の見直し>

**補助・助成金交付状況を公開、補助率を原則50%以下とする見直し計画を策定
市民活動の活性化のため、「かわさき市民公益活動助成金制度」を創設**

平成15年度から市のホームページ等において交付状況を公開するとともに、新たな視点で補助・助成金の分類作業を行い、その分類ごとに見直しに着手したほか、各局にまたがる市民活動に関する補助・助成金については、透明・公平かつ重点的な配分が行えるよう「かわさき市民公益活動助成金制度」を創設するなどの取組を進めた。

<債権確保策の強化>

**市税の休日窓口の開設や不動産公売等により債権確保策を強化
市税や国民健康保険料のコンビニエンスストア収納を開始**

市税の休日窓口の開設や不動産公売など、債権確保強化策を進め、収入(納)率の向上や滞納額の圧縮など着実な成果を収める一方で、市税や国民健康保険料のコンビニエンスストア収納を開始し、市民の利便性の向上と納付しやすい環境整備を図った。

<総合的土地対策の推進>

**先行取得土地保有総額を2,153億円(平成12年度当初)から1,313億円(平成15年度末)に、840億円の縮減を実施
マイコンシティは事業手法の転換(分譲 借地方式)により解決に向け前進**

平成16年2月に、土地開発公社・公共用地先行取得等事業特別会計・土地開発基金の保有地について、用途不明確土地の解消と長期保有土地の計画的な買戻しを進め、保有総量の縮減を図るため、「第2次総合的土地対策計画」を策定した。

また、長年の懸案であったマイコンシティについては、企業誘致の事業手法を分譲方式から事業用借地方式へと転換を図ったことにより、土地利用問題解決に向け大きく前進した。

(2) 公共公益施設・都市基盤整備の見直し

**4区分(A~D)の優先順位に基づき、それぞれの区分の考え方に沿った対応を実施
Dランクについては、原則3年間の新規着工の凍結を実施
地下鉄事業については、1万人アンケート結果等に基づき5年程度の着工延期を決定**

A区分の事業については、事業の必要性、妥当性等から計画的に事業を進めた。

B区分の事業については、事業の計画熟度によって事業化が可能となったものから順次事業

化を図った。

C区分の事業については、抜本的な見直しを図ることを目的に事業の執行手法等を検討し、京急大師線連続立体交差事業等については費用対効果の大きい個所を優先して暫定的に事業化を図るなどの対応を図った。

D区分の事業については、原則3年間の新規着工を見送った上で、事業の必要性、妥当性等を再検討し、南伊豆及び東和町の市民保養施設の整備計画中止などを決定した。

川崎縦貫高速鉄道線整備事業については、改めて検証作業を行った上で、市民1万人アンケートを実施し、その結果や地方税財政制度改革の動向等を見極める必要があるとの判断に基づき、5年程度着工を延期することとした。なお、本事業については、本年度中に実施される「事業再評価」の結果に基づき今後の方針を決定する予定である。

(3) 市民サービスの再構築

<市民参画による地域主体のまちづくり>

区役所を「窓口サービス機能中心の区役所から、地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ」とする区行政改革の基本方向を策定
市公共施設のインターネット予約などITを活用した情報サービスの向上
政令市で初となるISO9001の認証を取得

地域のことは地域で決めて実行することを原則に、市民が活動しやすい環境づくりや、市民の自主的活動と責任ある自己決定を支援するしくみの再構築をめざして、区行政改革の基本方針を策定した。

市民やさまざまな団体の活動支援や、地域の公益目的の達成をめざすため、かわさき市民公益活動助成金制度を創設した。

粗大ごみ収集申込など6業務の電子申請システムの実証実験や市公共施設のインターネット予約、市議会本会議のインターネット中継、バス運行情報提供システムの導入など、ITを活用した情報サービスの向上を図った。

区役所窓口での窓口番号発券機の導入などサービス提供機能の充実を図ったほか、政令市で初となるISO9001の認証を取得した。

<社会環境の変化に合わせた施策の再構築>

環境変化等に対応し、夏期年末慰問金、交通災害共済、市民保養所等について廃止(または決定済)
敬老祝、介護援助手当、基本健康診査、がん検診センター等について事業見直しを実施
市民利用施設の通年開館の実施や開館時間の延長など、市民サービス向上策を実施

限られた財源や資源を最大限活用し、社会経済環境の変化に的確に対応しながら、諸施策を公平で効果的・効率的なものへと再構築していくという考えのもとで、プランで例示した13事業のうち10事業について見直しを実施したが、そのうち「生活保護受給者に対する夏期年末

慰問金」や「交通災害共済事業」等は事業を廃止した。また、敬老祝事業、介護援助手当、基本健康診査事業等については事業の見直しを行った。

一方で、市民ニーズが高く生活に密着した課題に的確に対応するため、保育受入れ枠の拡充、「わくわくプラザ事業」の全校展開等の施策の充実を図ったほか、市民館、図書館、こども文化センター等市民利用施設の通年開館の実施や開館時間の延長、窓口・相談体制の充実など、社会環境の変化に合わせた市民サービス向上を図った。

<効率的・効果的な市民サービス供給システムの構築>

**事業系一般廃棄物を民間許可業者による収集へ移行、小学校給食業務等の民間委託を推進
保育所、葬祭場、川崎シンフォニーホール等公の施設の管理運営に指定管理者制度を導入
NPO、市民ボランティアなど民間活力の積極的な活用を推進**

市民ニーズの多様化等に的確に対応し、民間事業者やNPO、市民ボランティアなどの多様な供給主体を活用して地域課題を解決するとともに、効率的で効果的なサービス提供体制を築くため改革を進めてきた。

事業系一般廃棄物の収集を民間許可業者へ移行するとともに、がん検診センター胃集団検診業務や保育園調理業務、小学校給食業務などの民間委託を行った。また、公の施設の管理運営に指定管理者制度が導入されたことを受け、市立葬祭場等に導入した。

<公平性の観点に立った受益と負担の適正化>

**制度の持続性等の観点から、敬老パスに利用者一部負担制を導入
適正な利用者負担の観点から、下水道使用料、粗大ごみ処理手数料等の改定、事業系ごみ
処理手数料の控除制度の廃止、入院時食事療養費の標準負担額に対する助成廃止等を実施**

公平性の観点に立った受益と負担の適正化については、現にサービスを受けている方や納税という形で事業を支えている方など、それぞれの市民の置かれている立場や、世代間における公平性といった視点を考慮しながら、真に必要なサービスを将来にわたって持続可能な制度にしていくという方針のもと、敬老特別乗車証の見直しや事業系ごみ処理手数料の控除制度の廃止など、プランで例示した9事業中7事業について、おおむね当初の見直しの方向に基づいて適正化を図った。

4 第2次行財政改革の取組概要

<基本的な考え方と改革の基本方向>

第1次改革プランの基本的な考え方を継承し、「安定的な財政基盤を一刻も早く築き、市民生活の安定と向上を図る」ことを目的として、

行政体制の再整備

公共公益施設・都市基盤整備の見直し

市民サービスの再構築

の、3つの柱に沿った改革を推進する。

「行政体制の再整備」については、今後とも最優先課題として改革を一層強化し、「市民が求める質の高いサービスを、効率的かつ多様に享受できる環境をつくりあげる」ことを目標とした改革を推進する。

「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」「市民サービスの再構築」については、総合計画・実行計画と連携しながら、厳しい財政状況や社会環境の変化に的確に対応した厳しい事業選択と施策の再構築を推進する。

川崎再生アクションシステム(事務事業総点検)を活用して、第2次改革プランや総合計画・実行計画の進行管理を行うとともに、その成果を予算編成、組織整備・職員配置計画、人事評価システム等に反映する。

市税収入が見込みを下回っていることや地方財政計画の見直し等の影響により、本市の財政環境は一層厳しくなっているが、「従来手法を活用しながらも、平成21年度までに収支を均衡させる」という目標設定は変更せず、一刻も早い安定的財政基盤の構築をめざす。

(1) 行政体制の再整備

<効率的な職員配置の推進>

第1次改革プランに引き続き「3年間に約1,000人の職員削減」を目標に効率化を推進
団塊の世代の退職時期に備え、事務・技術系の職種を含めた効率化を推進 等

第2次改革プランにおいても、効率的で効果的な「民間活用型公共サービス提供システム」を構築するための改革を推進する。

平成19年度以降、いわゆる団塊の世代が退職年齢を迎えるため、事務・技術系の職種においても、委託化、非常勤化などの執行体制や組織機構の見直しをはじめとする効率化を一層推進する。

このような改革を進めることにより、第2次改革プランにおいても、第1次改革プランに引き続いて「3年間に約1,000人の職員削減」を目標に効率化を推進する。

<簡素で効率的な組織機構の構築>

**総合計画の推進や区行政改革の基本方向に沿った組織整備を引き続き実施
主幹・主査などのポスト数の削減を推進 等**

組織機構が簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、社会環境の変化等に的確に対応できる組織体制の整備を行う。

意思決定の迅速化、事務効率の向上、責任所在の明確化のために、局・部・課の統廃合や事業所の類別区分を見直すとともに、主幹・主査などの動態組織については、行政需要の変化に伴う職の必要性の観点等からポスト数の削減を図る。

<新たな給与制度の構築>

**職務内容にあった給料表の構造への見直し（平成19年度実施）
新人事評価制度に基づいて、勤務実績を勤勉手当に反映（平成19年度）
第1次改革に引き続き、市民感覚にあわない特殊勤務手当等を見直し 等**

国における公務員制度改革の動向等を踏まえながら、職務内容にあった給料表への見直し（現行給料表の再構築）や、新人事評価制度に基づく、勤勉手当への勤務実績の反映、市民感覚にあわない諸手当についての見直しを進める。

<新たな人事制度の構築>

**新人事評価制度の運用を開始（試行実施を踏まえ、平成18年度から運用開始）
職員が自らキャリアプランを設計できるシステムの構築（平成19年度実施目途）
各局（区）の人材育成計画を策定（平成18年3月まで） 等**

職員一人ひとりの能力や実績を適正に評価して昇任や給与等の処遇に結びつけ、職員のやる気や働きがいを引き出していくため、平成18年度に新人事評価制度の運用を開始する。

また、新たな任用システムとして、異動基準や人事コースを設定し、職員が自らキャリアプランを設計できるシステムを構築するほか、人材育成・能力開発の推進や、組織を活性化させ、職員の能力を最大限に活かす人事配置を推進する。

<職員の意識改革の推進>

**職員の仕事を組織の成果につなげていく「目標管理」を浸透
職場を中心とした取組による市民対応の向上
職員の声を市政に反映するしくみの再構築 等**

職員一人ひとりの自発性・創造性を活かしながら、職員の仕事を組織の成果につなげていく「目標管理」の考え方を、新人事評価制度の試行を通じてより浸透させる。

より質の高い市民サービスを提供するための基本となる市民対応の向上には、市民の要望、意見を個々の業務遂行に活かせるしくみが必要であり、職場を中心とした取組を進めるととも

に、職員の声を市政に反映するしくみを再構築する。

<公営企業の健全化の推進>

病院事業

平成 17 年度から地方公営企業法を全部適用し、市立病院の抜本的な経営健全化に向けた取組を推進、併せて経営評価システムの導入をめざす

下水道事業

財政収支計画（H16～H19）に基づき、民間活力の導入、組織体制の見直しによる人員削減などの内部改革を進め、経営の効率化を推進

上・工水道事業

水道局行財政改革推進計画に基づき、人員の削減、組織のスリム化、業務委託の推進等を推進するほか、営業所のあり方について検討し統廃合に向けた作業を実施

自動車運送事業・

利用者サービスの向上や人件費の縮減、事業の管理委託の導入、一部路線の委譲等の検討を行い、新たな経営健全化計画を策定して健全化の抜本的な方策を推進

<出資法人改革の推進>

平成 16 年 4 月に策定した「出資法人の経営改善指針」に基づき以下の見直しを実施
統廃合や民営化を行う法人（3 法人）

- ・（財）川崎市在宅福祉公社、（財）川崎市建設技術センター、（福）川崎市社会福祉事業団
3 年以内に抜本的な法人のあり方を決定する法人（7 法人）
- ・かわさき市民放送（株）、（株）川崎球場、川崎市土地開発公社 等
指定管理者の指定動向等により事業の見直しを行う法人（10 法人）
- ・（財）川崎市国際交流協会、（財）川崎市指定都市記念事業公社 等
経営改善を進める法人（14 法人）
- ・（財）川崎市文化財団、川崎市信用保証協会、川崎地下街（株） 等

「出資法人の経営改善指針」に基づき、出資法人の必要性や役割を再検討し、また、法人ごとの実情や特性等に応じ、今後の方向性や市の関与のあり方などの見直しを行う。

見直しにあたっては、出資法人が実施している事業の必要性や、行政関与の必要性、誰が最適な実施主体なのかなどの視点からあらためて検証を行い、出資法人の統廃合や財政的・人的関与の見直し等を進める。

<指定管理者制度の活用>

国際交流センター、こども文化センター、産業振興会館、余熱利用市民施設、老人いこいの家、保育所、スポーツセンターなど現在出資法人等に管理運営を委託している公の施設約 170 施設について、指定管理者制度を積極的に活用

指定管理者制度は、公の施設の管理に関して民間事業者等の参入を可能とするもので、「民間でできるものは民間で」という行財政改革の趣旨に則した制度であり、積極的に活用していくこととする。

全ての公の施設について、従来の発想を転換し、施設の目的、形態などを考慮しながら、指定管理者制度の活用により、市民満足度の高いサービス提供が期待できるか、施設運営の継続性、安定性、公平性を確保できるか、直営や現在の管理運営と比較して効果的・効率的な運営が図られるか、などの視点から各施設の総点検を進める。

(2) 公共公益施設・都市基盤整備の見直し

<施設・設備の長寿命化の推進>

**道路等都市基盤の保守、管理
施設の耐震診断と耐震改修 等**

人口の急速な増加に伴って整備された様々な都市施設が老朽化し、更新時期を迎えつつあることから、ライフサイクルマネジメントの視点に立った取組を推進し、保全・補修、更新を行うための「優先順位付け」を行いながら、適切なメンテナンスにより、社会的・物理的寿命を延長し、ランニングコストの低減を図る。

<既存ストックの活用と時代要請への対応>

**市民館、こども文化センターなど既存施設を活用した市民活動拠点としての整備
黒川小・中学校の合築による整備、橘中学校の保育所との複合化
交通バリアフリー計画の策定と推進 等**

社会経済環境が急速に変化し、市民ニーズや価値観の多様化が進むなかで、限られた財源を効果的に投資して最大の効果を得るため、既存ストックの転用、機能の統合、施設の合築などによる効率的で効果的な施設整備と有効活用を図るとともに、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、環境への配慮といった時代の要請に応えたまちづくりを進める。

<効率的で効果的な整備主体・手法の選択>

**P F I、定期借地方式等新事業手法の導入
性能発注、プロポーザル方式等による発注、V E（バリューエンジニアリング）、総合評価一般競争入札など入札方法の工夫**

性能発注や設計、建設、維持管理、運営等を一括して発注するなどの工夫によりトータルコストの削減を図るほか、P F I方式などにより財政支出を平準化するなど、多様な整備主体・手法の選択により、公共工事のコスト削減と市民ニーズに的確に対応した効率的・効果的な事業展開を図る。

<既存計画の進捗状況等の適正な把握、見直し>

**都市計画道路の見直し
土地利用方針等の見直し（鹿島田駅西地区、新川崎地区） 等**

既に定められた計画であっても、周辺環境の変化から事業の必要性や妥当性に変化が生じる場合があり、個別の計画についても、適切に進捗状況を把握し、評価を行い、諸環境の変化に対応した見直しを行う。

<市民との協働によるまちづくりの推進>

**川崎駅周辺総合整備計画策定事業
小杉駅周辺地区まちづくり戦略会議
初動期のまちづくりの推進
都市計画マスタープランの策定 等**

都市の成熟化や少子高齢化の急速な進展により、市民の価値観や地域を取り巻く環境に変化が生じており、より快適で暮らしやすい地域環境の創造をめざし、市民協働による地域課題の解決や日常生活での利便性向上に向けた取組等によって、市民がいつまでも地域に住み続けたいと思えるような身近なまちづくりが求められている。こうした中で、市民が地域の主体として活躍できるよう、市民、企業、事業者、行政が参加した協議会を設けるなど、市民の発意に基づく協働の計画づくりやまちづくりを推進する。

<総合的土地対策の推進>

**3制度合計の先行取得用地保有額・・・平成15年度末の約1,313億円を、平成20年度末に約841億円とし、約472億円を縮減（縮減率約35%）
第3次の総合的土地対策計画を策定**

平成16年2月に策定した「第2次総合的土地対策計画」に基づき、土地開発公社・公共用地先行取得等事業特別会計・土地開発基金の保有地について、用途不明確土地の解消と長期保有土地の計画的な買戻しを進め、保有総量の縮減を図るとともに、新たな「土地開発公社経営健全化計画」を含む、第3次の総合的土地対策計画を策定し、改めて国から「土地開発公社経営健全化団体」の指定を受けることにより、更なる本市の土地問題解決に向けた取組を推進していく。

(3) 市民サービスの再構築

<社会経済環境の変化に対応した施策の再構築>

引き続き「市民が求める質の高いサービスを、効率的かつ多様に享受できる環境をつくりあげる」という基本的な考え方のもとで、単に経費を削減し、採算性を追求するということではなく、少子

高齢化や社会経済環境の変化、またこれに伴う市民ニーズの変化などに的確に対応するため、限られた財源を有効に活用し、公平・公正で効果的な市民サービスが行われるよう見直し等を進める。

補助・助成金の見直し

**補助率や終期の設定など、分類ごとに見直し基準を設定
市民公益活動助成金制度の活用によるNPOなど市民活動団体への支援の推進 等**

個々の補助・助成金を取り巻く社会経済環境の変化等を踏まえ、客観的な視点から、その目的と必要性を総点検し、費用対効果が低くなったものや、役割が薄れたものは見直すなど、適正化に向けた取組を引き続き進める。

一方、市民やNPOなどさまざまな団体の支援を通して、地域の公益目的を達成するための補助・助成金は、市民と行政の新たなパートナーシップを築く観点から、必要性の高いところに重点的な活用を図る。

受益と負担の適正化

様々な公共サービスについて、納税という形でコストを負担している多くの市民や世代間にわたる市民の負担を考慮し、引き続き受益に対する負担の適正化を図る。

公共サービスの中には、個人の意思による選択的なサービスや対象者が特定・少数の市民に限定されているサービス、年齢など一定の要件によって提供されるサービス、基礎的なサービスに上乗せして提供されるサービスなど、さまざまな形態のものがあり、こうしたサービスを一律に税で賄うことは、かえって公平性を逸することにもなるので、直接受益を受ける当事者だけでなく、納税という形でコストを負担している多くの市民や世代間にわたる市民の負担をも考慮し、引き続き受益に対する負担の適正化を図っていく。

債権確保策の強化

**市税については、平成20年度目標の滞納額100億円未満（収入率95.0%）の達成に向け債権確保策を強化
国保保険料をはじめ、保育料、住宅使用料等についても取組を推進 等**

市税については、引き続き滞納額の圧縮と収納率の向上に向けた取組を続け、平成20年度の目標である滞納額100億円未満、収入率95.0%の達成に向け、債権確保策を一層強化する。

国民健康保険料については、滞納処分の強化、特別収納対策の拡充を図るほか、保育料や住宅使用料などの納付すべき使用料等についても、公平性の観点から引き続き債権確保策を強化していく。

持続可能な制度基盤の確立と施策の転換

**ごみ減量化の推進・・・分別収集の拡大、収集回数の見直し、委託化などの具体化と、家庭系ごみの減量に向けたインセンティブとして経済的手法等について検討
老人医療費助成・・・国の新たな高齢者医療制度創設の動きを注視し、事業のあり方等を検討
ホームレス自立支援・・・「緊急援護」から「生活づくり支援」へと施策を転換 等**

低成長経済への移行や少子高齢化の急速な進行、さらには人口減少過程への移行など、かつて経験したことのない大きな社会経済環境の転換期を迎える中、今までの「成長」を前提とするさまざまなしくみを「持続」型へと根本的に見直していくことが求められており、多様な市民生活やニーズに即した真に必要なサービスを、将来にわたって維持していくため、持続可能な制度として再構築していく。

ニーズの変化や代替等による施策の見直し

結婚式場・・・労働会館の結婚式場を廃止（平成17年10月）、中原会館は、運営委員会からの答申を踏まえ、会館全体の機能について見直し
勤労者福祉共済事業・・・第三者による検討委員会の報告を踏まえ、制度・事業運営のあり方を検討し、平成19年度を目途に事業の方向性を決定 等

制度創設時の施策目的が失われたものや目標が達成されたものなど、時代状況の変化に対応した適切な見直しを進め、限られた財源をより効果的・効率的に配分することによって、総体として市民生活の維持・向上を図る。

<迅速で利便性の高いサービスの効率的・効果的な提供>

電子申請システムの構築・・・現在粗大ごみ収集など6業務で行っている実証実験の成果を踏まえ、対象業務を大幅に拡大のうえ本格実施
戸籍の電算化・・・戸籍事務の電算化を進め、市内のどこでも証明交付ができるよう利便性の向上と事務の効率化を推進
総合コンタクトセンターの整備・・・市民や企業からの電話・電子メール等の対応、市長への手紙、市政相談等広聴業務などを一元管理し、市民からの問合せ・苦情・相談等に一元的に対応 等

電子的に行政手続きを行う電子申請システムの構築や、市民との円滑なコミュニケーションを実現するコンタクトセンターの整備を図るほか、顧客志向を重視した市民に身近な区役所等の窓口や相談体制を整備することにより、市民満足度の高い電子行政サービスや利便性の高い快適な窓口サービスを効率的・効果的に提供する。

<公共公益施設の有効活用の推進>

既存施設を活用した市民活動拠点等の整備・・・市民館、こども文化センターなどの既存施設を活用し、市民活動拠点としての整備を推進
学校施設の開放・多機能化・・・地域コミュニティの創造に向け、学校施設を生涯学習や市民活動の場として活用できるよう整備を進めるとともに、学校休業日における学校図書館の市民利用の拡充、学校施設有効活用事業の市民主体による管理運営、地域防災拠点としての活用等を推進
指定管理者制度の活用や市民協働の取組等により、引き続き「民間でできるものは民間で」という基本的な考え方に基づき「民間活用型公共サービス提供システム」へ転換 等

『何を増やし、何をつくる』といった発想や目的ごとの施設整備、組織縦割りの管理運営など、これまでの執行方法等を転換し、必要に応じて合築や複合化・多機能化を進めるとともに、管理運営の総合化、機能の転換、供用時間の延長など、必ずしも新たな整備を行わなくても市民ニーズを充足する機能が提供できるよう、地域における既存のさまざまな資源や財産を有効に活用していく。

また施設の管理・運営についても、引き続き民間活用や地域住民の参画等を推進する。

<市民協働による地域課題の解決>

「協働のルール」の策定・・・市民と行政が、地域課題の解決と暮らしやすい地域社会の実現に向け、協働して取り組むための共通認識として基準を策定
今後定年を迎えるシニア世代の知識・能力を幅広い視点で活用
市民活動団体への場の提供等の支援に向けて「区、地域拠点整備のためのガイドライン」を策定 等

社会構造が従来と大きく変化する中で、地域のさまざまな課題解決に向けて市民活動が活発化するなど、これまで行政が主体となって担ってきた領域に変化が生まれており、今後とも、「地域のことは地域で決めて実行する」ことを原則としながら、協働に関する基本的な考え方を示す「協働のルール」づくりや、高齢者が地域の主役として活躍できるしくみづくりなど、地域の自立や活性化に向けた取組を推進する。

<区行政改革の総合的推進>

- 区における地域課題への的確な対応
- ・ 地域におけるまちづくり活動の支援、子どもの総合的支援拠点の整備等を推進
 - 区における市民活動支援施策の推進
 - ・ 既存施設の有効活用等による「場の提供」等、区における市民活動支援体制の整備を推進
 - ・ 便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的な提供
 - ・ 戸籍電算化等による窓口サービス機能の再編、区役所窓口の改善、総合コンタクトセンターの整備等により、迅速で利便性の高いサービスの効率的・効果的提供を推進
 - 市民参加による区行政の推進
 - ・ 区民の参加と協働によって地域の課題を発見し、解決するための「区民会議」を設置
 - ・ 区長による総合調整機能の強化や区予算の確立に向けた取組を推進

自治基本条例の基本理念に基づく市民自治の拡充と、参加と協働によるまちづくりや地域の課題解決のための中心的役割を果たす区役所の機能を高め、「窓口サービス機能中心の区役所から、地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ」を基本方向とする、区行政改革を総合的に推進する。